

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、山添村における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告します。

平成二十八年十月十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 調査を行った者の名称

山添村

二 調査を行った期間

平成二十五年十月十六日から平成二十八年二月十日まで

三 成果の名称

山添村（大字菅生）の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

山辺郡山添村大字菅生の全域

五 認証年月日

平成二十八年十月六日